

令和4年度 環境配慮契約法電力専門委員会（第3回）議事録

出席委員：石田委員、小川委員、小田委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員、
村上委員、山地委員（座長）
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和4年10月18日（火）10時00分～11時40分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。会議における具体的な発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

環境省(波戸本課長)：環境省環境経済課長の波戸本でございます。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第3回目の環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。第1回、第2回の専門委員会では、非常に熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。そのご意見を踏まえまして、今回の事務局案を作成させていただいております。特に昨年度から継続検討とさせていただいております、調達する再エネ電源の種類に関する考え方、裾切り方式の評価項目における再エネ電源の種類の考え方、そして今回新たに事務局から提案する、裾切り方式の加点項目の評価内容に関しまして、しっかりご議論いただければと存じます。カーボンニュートラル、あるいは2030年の削減目標、これに関しては非常に野心的であり簡単ではないと認識しておりますが、その中で環境配慮契約法、特にその中心を担う電力契約につきまして、関係計画とも連携しまして、しっかりと役割を果たし、貢献できるように取り組みを進めたいというふうに考えてございます。この専門委員会につきましては、本日を含め3回の今年度の検討結果を、11月4日開催予定の基本方針検討会へ報告させていただきたいと考えております。委員のみなさまにおかれましては、忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

事務局：(Web会議システムの使い方について説明：省略)

事務局：それでは以降の議事進行を山地座長にお願いいたします。

山地座長：委員長を務めております山地です。よろしくお願いいたします。議事に入ります

前に、事務局から本日の議事予定と資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、12時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局：資料につきましては、昨日17日に事前にメールで送付をしております。お送りしました議事次第に配布資料の一覧を記載しております。

配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会 委員名簿
- 資料2 電気の供給を受ける契約の考え方について（案）
－電力専門委員会とりまとめ－
- 資料3 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項（案）
- 資料4 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料5 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料1 電気の供給を受ける契約に関する参考資料
- 参考資料2 令和3年度における電気の供給を受ける契約の締結実績 【暫定版】

3. 議 事

山地座長：ありがとうございました。事前に資料をお送りしておりますので、大丈夫だと思います。それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。本日は、1番目が「電気の供給を受ける契約に係る考え方について」、2番目が「電気の供給を受ける契約に係る基本的事項について」、3番目が「検討スケジュール」、4番目が「その他」です。まず、1番目と2番目は関連しますので、本年度の検討事項のとりまとめ案および基本方針等の改定案について、資料2、資料3、資料4、必要に応じて参考資料1、2について、事務局からご説明をいただきます。その後で委員のみなさまからご質問、ご意見を伺いますので、どうぞよろしく申し上げます。では、資料の説明をお願いいたします。

環境省：（資料2、資料3、資料4説明：省略）

山地座長：ご説明ありがとうございました。資料2、3、4をご説明いただきました。資料2は本年度の電力専門委員会の検討事項に対する考え方をまとめたもので、11月4日に予定されている基本方針検討会への報告内容ということになります。資料3、資料4は、これを受けた基本方針および解説資料の改定案ということですので。今ご説明いただいた資料につきまして、ご質問、ご意見をいただきますけれども、説明して

いただいた資料の順番に沿って、議論をしていきたいと思ひます。まず資料 2 についてでございますけれども、スライド 2 に大きく 3 つ検討項目があります。1 つが「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討」、2 番目が「再エネ電力の最大限導入に向けた検討」、3 番目が「その他」ということだす。まずは 1 番目の「効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討について」だす、この中にも 3 つありまして、「①排出係数しきい値の引き下げの方向性」が具体的に説明されております。②として「加点項目の整理・見直し等」、③として「環境配慮契約未実施機関への対応」ということだす。まずはこの順番で、「排出係数しきい値の引き下げの方向性」についてご議論いただきたいのですが、前回この項目については概ねご了承いただいておりますけれども、この件について、改めてご質問、ご意見等あればお受けしたいと思ひます。よろしくお願ひします。よろしいですかね。前回この件については大体ご了承いただいたということだすから、2030 年度の排出係数目標を見据えた排出係数しきい値としては、 $0.31\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ を目指すということだす。来年度は、 $0.6\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 、少なくとも 2 年に 1 回程度の見直し、ということだす。2 番目、「加点項目の整理・見直し等」だす、今回新たに、加点項目を継続することと、内容を見直すということが提案されております。ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

小田委員：加点項目のスライド 9 のところで、チェックマークで 4 つ、評価できる取組が示されておりますけれども、それに該当する資料 4 の 6 ページを見ますと、同じ 4 つの項目が示されて、こうした取組「などが考えられる」と記載されております。従って、ここはあくまで例示ということだすと思ひますし、ご説明の中でも例示という話がありましたので、資料 2 の方の書きぶりにつきましても、例示であることがわかるように書いていただいた方がいいかなと思ひました。これだすと、この 4 つの取組に限るような見方もできてしまいますので、そこは誤解のないようにしていただければありがたいと思ひます。以上だす。

山地座長：ありがとうございます。他の委員の意見も聞いた上で対応していきたいと思ひます。

村上委員：今、小田委員からご指摘があった点について質問だす。例示とご説明され、かつ資料 4 では「などが考えられる」と記載されているのですけれども、これは他にも設定される予定があるのでしょうか。そうであれば、どういうことを想定されているのかということと、誰がそれを認めるのかということをおうかがいしたいだす。両方あれば 5 点で片方だと 0 点なのかなど、細かな運用のイメージが私にはわからなかつたので、現状を踏まえ、教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

高村委員：小田委員がご指摘されたように、資料 4 の書きぶりにも関わってくると思ひ

ですが、私の理解が正しいかという確認です。加点項目について、何でもいいわけではなく、解説資料の 5 ページにある、「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」、というような大きなダイレクションは示されているのだと思います。村上委員のご指摘にも関わるかと思うのですが、これまでの需要家に対する省エネルギーに関する情報提供というのはかなりマチュリティがあるので、加点項目を見直すという観点から、例示とは言え、具体的な評価内容というものの方向性はもう少し明確に書いた方がよいのではないかと考えております。何でもいいということをここで加点項目に、調達者に委ねているのではないという意味での方向性という意味です。具体的なところに裁量が置いてあることは、了解はした上で、そうしたものであるということを確認したいと思います。以上です。

山地座長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。では、事務局の方から、今の件にご対応お願いいたします。

環境省：加点項目につきましては、高村委員がおっしゃるとおり、加点として評価する大きな方向性を示した上で、その方向性を踏まえた具体的な内容を例示しているというかたちで、解説資料の中では整理をしているところでございます。ある程度方向性に合致していれば、我々のお示しする具体的な事例以外の設定も可能となるところでございませぬけれども、基本的には評価項目の大きな方向性は示しているというところでございませぬ。基本的には各発注者の判断で設定が可能となっておりますので、具体的な評価項目の設定につきましては、各発注者の責任において、ある程度方向性を踏まえた上での自由な設定が可能としているところでございませぬ。評価方式といたしましては、先ほど村上委員からご質問がございましたけれども、我々としては、ある 1 つの項目を設定することで、その取組をしているか否かというところで加点を行うという設定を標準的な考え方としておりますけれども、例えば複数の項目を挙げた上で、その取組具合で加点を行う設定を特に制限をしているものではなく、各発注者の判断で、様々な設定が可能となっております。資料 2 では標準例を明確にはお示しておりませんが、今後公表していく解説資料の中では、あくまでもこちらは設定例であるというところを改めてご説明をした上で記載はしたいと考えているところでございませぬ。

山地座長：ありがとうございます。方向性は非常に明確にしておいて、その中で 4 項目挙げていることは例示であるということがはっきり伝わるように、改善できる部分があれば。特に解説の方ですかね。対応していきたいと思っておりますけれども、現状その方向で書かれているのですが、今、委員から質問があったような、ある意味まだ曖昧さが残っているようなので、そこは文言を今後少し検討するという対応でよろしいですかね。事務局を含めて委員のみなさんにも聞いているのですが。

環境省：ご指摘の内容の反映は可能かと思えます。具体的な評価内容というような書きぶり
で、具体例を挙げた上で、このような例が考えられると考えておりますけれども、
これがあくまでも具体例であって、それ以外についても可能であるということは、
わかりやすい表現を検討させていただければと思います。

山地座長：わかりました。この件はこういう対応でよろしいですか。

小川委員：例示なので他にも設定できるということで、何でも入れてしまうというのも必ず
しも適切ではないと思えますので、加点の項目として、ある程度、こういうところは
基本的に考えてほしいという制約を一定のかたちで加えた上で、その中で考えら
れることはどういう設定の仕方をしてもいいという取扱の方がいいのではないかと
思いますが、今の様子だと何でも入ってしまう気がしたものですから、コメ
ントさせていただきました。

山地座長：高村委員も村上委員も、何でもということではなくて、方向性の制約を付けると
いうことを理解しておりますので、解説のところで、そこに誤解を招かないような
表現を取るといった対応をしたいとは思っていますが、事務局よろしいでしょうか。

環境省：承知いたしました。

山地座長：この件はそういうことよろしいでしょうか。3番目の項目は「環境配慮契約未
実施機関への対応」ですが、この件について、ご質問、ご意見がございましたら、
挙手をお願いいたします。特によろしいですかね。では、大きな項目の2番目の「再
エネ電力の最大限導入に向けた検討について」ご議論いただきたいと思います。特
に再エネ電源の種類について、前回の専門委員会においても、委員のみなさんから
様々な議論をいただいて、今日事務局において最終的な案が明瞭に示されたと思っ
ておりますので、この項目についてご検討いただきたいと思います。これもしかし
3つありまして、まず①として「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」というと
ころと、2番目が一番議論になりました「再エネ電源の種類の見直し」、それから③と
して「再エネ電力の普及促進に向けた取組」というところ。まず①の「再エネ
電力の最大限導入に向けた取組」について、事務局提案に対してご質問、ご意見が
あれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

小川委員：確認をしたいと思いましたが、スライド15で「再エネ電力の調達実績、供給
状況等を踏まえ、次年度の再エネ比率を設定」と書かれていますね。ただ、下のグ
ラフのところは、2年が3年に1度くらい35、40、50、60ということが描かれて
いるのですが、次年度の再エネ比率を設定というのは、毎年比率をどうする
かということを検討して、考えていくのかどうか。そこを確認したいと思ってい
ますが、いかがでしょうか。

高村委員：スライド17のところ。ご提案の大きなところではないのかもしれませんが
れども、ひとつ気になってくるのが、「合同庁舎の管理官署ではない場合、民間ビ
ル等に入居している場合等を除き」というところ。民間ビル等に入居している場合

でも、テナントに対して再エネの供給をできるかたちで所有者が対応しているケースも多くあると思っております、このところを単に「除き」ではなく、そこへの対処、例えば計画的にしっかり目標に向けて引き上げる方策を取るということは、努めるというかたちでも記載をした方がいいのではないかというふうに思っております。

山地座長：ありがとうございます。細かいところにお気づきですね。私はちょっと気づかなかった。他にはいかかでしょうか。では、明確な質問がございましたので、事務局の方からご対応をお願いします。

環境省：まず小川委員からのご指摘のところからでございます。再エネ比率を、毎年度引き上げを行うかというところでございますけれども、必ずしも毎年度引き上げを行うということを前提に考えているわけではございません。ただ、適切な引き上げを設定するためには、毎年度状況等を注視した上で、適切なタイミングで行いたいと考えているところがございます。スライド 15 でも、基本的には 2 年ごとの見直しのイメージをお示ししているところがございます。ここは調達の実績状況でありますとか、再エネ電源の普及状況、そういったことを踏まえた上で、見直しを行いたいと考えているところがございます。必ずしも毎年行うことを前提で行うわけではなくて、2030 年度に向けて毎年の状況を注視しながら、適切なタイミングで引き上げを行う、と考えているところがございます。続きまして、高村委員からご指摘のところがございますけれども、おっしゃるとおり、民間ビル等に入居している場合には、そういった取組が可能かと思えます。特に環境配慮契約法の中でそれを除くとするわけではなく、スライド 17 につきましては、政府実行計画を踏まえた上で各省庁が実施計画を定めておりました、その実施計画の中での考え方をここで改めて書かせていただいたところがございます。民間ビル等の契約においては再エネの調達の取組は可能かと思われるのですけれども、やはりそこは民間ビル等との協議によることを踏まえた上で、各省庁での目標については、まずは、合同庁舎の管理官署でない場合、民間ビル等に入居している場合等を除いた目標を設定をされているところがございます。環境配慮契約法の中での考え方をこのように整理したというわけではございません。あくまで参考資料ということで、各省庁の実施計画の内容を整理した資料ということでございます。

山地座長：ありがとうございます。確かに私も、今、委員から指摘があつて見みると、スライド 15 の「次年度の再エネ比率を設定」というのは、何となく誤解を招きそうな表現だと思いましたが、それから「民間ビル等に入居している場合等を除き」というと完全に免除するみたいだけれども、努力は要求するわけなので、その部分少し、親委員会に報告する場合に多少修正した方がいいのではないかと感じました。

小川委員：「次年度の」というのが毎年必ずやっていくという意味ではないということはおわかりましたけれども、そういう意味だと、「次年度の」という曖昧な表現をしている

ことによって、どれくらいの頻度でやっていくかということがわからなくなっていると思うのですね。排出係数のしきい値は、少なくとも2年に1回と明示して、文章で書かれるかたちになっていますし、2030年というのは、もう8年後くらいの世界のことを目指してやっていくことを考えていますので、少なくとも2年に1回程度は比率を変えていくことを、ある程度はつきり入れるかたちで、先の行動を考えていくということにした方がいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

山地座長：事務局、いかがですか。

環境省：ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、2030年度というなかなか期間がないところ、引き上げに関しては、調達電力の割合につきましては、しきい値と同様に2年に1回程度と揃えた表現を追記させていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

山地座長：はい。

松田委員：もしかしら今後のスケジュールというところにも関係してくるかと思うのですが、全体として今議論されている、令和5年度に導入比率を35%にしましょうとか、それ以外のこれから議論するところも含めてなのですが、適用されるのは資料2のスライド14に書かれているような「令和5年度の契約における」ということでありますので、令和5年度の電力供給に対しての比率という理解で合っていますでしょうか。と言うのも、官公庁の入札はタイミングによっては前年度のうちにやられて、4月1日から供給開始というケースもよくございますが、一方で、資料5のスケジュールにありますとおり、閣議決定が2月上旬、基本方針説明会が2月中旬というところで、決定された後にこの基準が各官公庁に適用されるとなると、今年度中に入札などには反映が間に合わないもので、その場合は現在の基準で令和5年度についても入札をかけて、方針が新しくなったら、それ以降の入札に対してはこの方針が適用されるという理解でよろしいでしょうか。根本的などところで申し訳ございませんが。

山地座長：事業者にとっては、年度、時間の問題はかなり重要だと思います。事務局、いかがでしょうか。

環境省：最終的には調達者の判断ということになります。閣議決定については2月でございますけれども、変更方針等については、各省庁に、年内にも関係省庁に説明の方を行っているところでございます。そういったことを踏まえた上で、年度末等の契約で反映させる発注者もいるかもしれませんが、基本的には次年度、令和5年度の契約において適用されるというような整理でございます。

松田委員：そういう意味では、閣議決定を待たずに、令和5年度の供給を見据えて、今回の議論を踏まえて、入札要件に先んじて反映することも、各省庁の判断によってはあり得るという理解でございますか。

環境省：おっしゃるとおりでございます。環境配慮契約法の位置付けでは来年度からとなりますけれども、そもそも政府実行計画の中で60%達成するということが昨年度示されているところ、各省庁の方でも、すでに2030年度までの再エネ調達目標を実施計画として示しているということもございますので、各省庁の判断で先んじて取り組むということは当然でございます。

松田委員：よくわかりました。ありがとうございます。

山地座長：他にご発言のご希望はございますでしょうか。では、本件は、計画的に再エネ比率を引き上げるという方向性は明確で、令和5年度は35%でスタートするということが了承していただいたというふうに進めていきたいと思っております。その次の問題が、これが意見が分かっていたところですが、「再エネ電源の種類」についてでございます。今回事務局からは、調達電力の再エネ電源の種類は大型水力を含む、一方、裾切り方式の評価項目の再エネ電源の種類については、大型水力は除くということでございますが、この事務局提案につきまして、ご質問、コメントをいただきたいと思っております。

石田委員：今回の案を拝見して、事務局のみなさん、大変苦慮した上でまとめられたという印象を持ちました。裾切りと調達電源で分けているわけですが、そもそも裾切りはできるだけ多くの事業者を対象にしたいということで緩めに設定されているわけですから、そこに大型水力が入る、入らないというのはあまり影響はないだろうというふうに考えます。ですので、重要なのは、調達電源の対象に大型水力を含むのかどうかということにあるだろうと思っております。その点では、以前から申し上げますように、出力3万kW以上の大型水力は環境負荷が大きいという懸念がありますので、環境負荷も重視すべき環境配慮契約法の下での電力調達ということにおいては対象から外すべきだろうというふうに考えます。このとりまとめ案には再エネ特措法については記載されていますけれども、もう一方で環境影響評価法、アセス法があります。アセス法では出力3万kW以上の大型水力はアセスの対象になっているわけで、つまり建設時のみならず運転時にも環境影響を与える懸念があるということで設定されたものと理解しています。ですから、このアセスを経ていない古い大型水力を調達電源として認めるということは、環境影響評価法との整合性の点でも懸念を持ちます。さらに申し上げますと、RE100ですね。環境省がアンバサダー、推進役を務めているわけですが、RE100の要件の中でも、水力については環境負荷の小さいことを確認して採用するということが要件として定められています。ですので、大型水力を含めるというのは、RE100の要件にも反するのではないかと懸念を持ちます。環境影響評価法、あるいはRE100の要件も踏まえた上で、ぜひ委員のみなさん、環境省のみなさんにはご判断をいただきたいというふうに思います。もし可能であれば、環境影響評価法およびRE100との整合性について、環境省がどのように考えているのか、今ご見解をお聞かせいただければと思

ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山地座長：他の委員の意見も伺った上で、事務局から対応していただきたいと思ひます。他の委員、コメント等ございましたら、お願ひいたします。

小田委員：ひとつ確認したいのですが、スライド 18、19 に「既存の再エネ電源の運転継続・維持も重要である」と記載されておまして、これは非常に重要なことだと考えています。ここには大型水力も含むすべての再エネ電源が含まれていると認識していますけれども、もし間違っていれば、後ほど事務局から説明をお願ひしたいと思います。その上で、従前から申し上げているように、再エネ電源の種類につきましても、調達電力だけではなくて、再エネの導入状況評価においても大型水力を対象にすべきだと考えています。スライド 18 にも示されているように、政府実行計画におきましても大型水力も含めた再エネ電源で 60% を目標としているということですので、再エネ導入状況の評価においても、まずは対象として、その後、スライド 20 に記載がありますように、再エネの定義の検討が進むのであれば、改めて検討するということが良いのではないかとこのように考えておます。前回は申し上げましたが、大型水力など既設の電源につきましても、これは適切に維持・管理していかなければ、発電能力は低下していくものでございます。例えば水力発電所であれば構築物であったり、機械設備につきましても経年劣化に伴う設備更新であったりとか、ダムに溜まった土砂を取り除く作業というものを相当なコストをかけて実施しているところがございます。これらの取組を適切に実施しなければ、発電出力の低下ですとか、運転そのものが困難になるということにもつながりまして、エネルギーミックスで掲げた目標の達成に影響が出る可能性もあると考えています。加えて水資源の有効活用という面でも知恵を絞って懸命に努力しているところがございますので、他の再エネ電源と同様に適切な評価をお願ひしたいと思います。先ほど石田委員から環境影響の話もありましたけれども、委員もおっしゃっていたように、大型水力につきましてもアセスを通して建設しておりますし、アセス法の前にも通商産業省の省議アセスというものがございまして、それに基づいて環境影響評価を実施してきました。加えまして、運転開始後に環境の問題となるような事象というのはあまり承知しておりませんので、基本的には問題がないものと考えています。その上でも、どうしても環境上不適切であるということであれば、これは大型水力に限った話ではなくて、あらゆる再エネ電源につきましても環境上悪いものであれば排除していくというのは、考え方としてはそのとおりだと思っております。最後に、仮に事務局案どおりということを進めていくのであれば、調達電力と裾切り方式での大型水力の扱いが異なってきますので、実務的には若干複雑な取扱が生じるということだと思っております。従いまして、調達者、それから事業者の双方に対して、丁寧な制度の説明をしていただきまして、フォローをしっかりと願ひたいというふうに思ひます。以上です。

松田委員：基本的には、今、小田委員がおっしゃったことに近いのですけれども、広く再エネを導入していくという観点において、いたずらに大型水力を排除することもないのではないかというのは、従前から私も述べてきたことではあるのですが、そういう中で事務局に整理していただいたようなかたちで、一方では入れるのだけれども一方では入れないというところは、事業者からするとわかりにくい部分もあるとは思いますが、事務局の理由等を踏まえると、まずは次年度こういうかたちで進めるというのもよろしいのではないかなというふうに思います。環境影響評価のところは、あまり私は深堀しない方がいいのではないかと考えております。大型水力がアセスの対象外であったというところを言い始めると、太陽光や風力についても、アセス法以前の太陽光や風力は環境に悪影響なのかといった議論を惹起しかねないので、そこは今回の議論からは一回離して、その上で今後議論をしていくというのをもひとつではないかなというふうに考えております。

高村委員：前回の議論を踏まえて、事務局がいろいろ工夫をして、提案をさせていただいているのだと思うのですが、石田委員の懸念を共有するところが若干ありまして、それは具体的な裾切り方式の例示で挙がっている、資料4の7ページ、「配点例は確定後差し替え予定」となっておりますが、私の理解がもし正しければ、今議論しているところは前年度の再エネ導入状況のところの定義に関わってくるという理解でよいでしょうか。という事務局へのご質問です。そうだとすると、ここに例示をされているしきい値の水準が非常に低いので、バランスを取るというの意味で、この法律として、しっかり政府機関の調達が再エネ導入を後押しするような仕掛けになっているかというところで懸念がある、というところを共有するものです。私の資料4の見方が正しければということですが、やはりこの導入状況のところをそれなりに高い水準を求めていかないと、政府が調達をすることで新しい再エネ導入を促すというところが応えられないのではないかなというふうに考えております。

山地座長：特定された質問がありましたので、資料4の7ページの再エネ導入状況について、事務局から答えをお願いしたい。

環境省：実際の配点の水準をより高いところをお示しすることで、導入拡大に資するようなかたちでの設定が可能なのかなと考えているところでございます。ただ、実際の調達を行うにあたって、入札に参加していただける参加者の数があまりにも限られてしまうと、公共調達としてのあり方に問題があるというところもございまして、昨年度の実績の調査を踏まえた上で、実際の導入状況の平均値あるいは中央値というところで毎年度数字の見直しを行っているところでございます。おっしゃるとおり、ここで環境配慮契約のあり方として、そういった再エネ導入促進をするために、これはあくまでも昨年度の例ということでございますけれども、新たな設定をする際には、実績を踏まえた上で数値を強化していくという方向は当然今後も行ってきたいと考えているところでございます。ただ、いきなり数字を引き上げて、入札

参加資格がある事業者が急激に減ってしまうのを避けるために、実績を踏まえての設定というふうになってしまうところではございますけれども、この数字をより高めていくという取り組みは、当然我々としても継続して進めたいと考えているところございます。

高村委員：これですべて石田委員のご懸念に答えているとは思っていないのですが、少なくとも今事務局からお答えがあったように、将来当然引き上げていくという方向性が明確に示されるということが、今のご提案をベースにした時に必要だと思っております。それからもうひとつ、これは今のところ委員から異論は出ていないのでよろしいかと思うのですが、電源の特定ということは極めて重要だと思っております。これはいずれにしてもでありますけれども、買取の対象になっている再エネが、この間しっかりした適正規律の下にある電源からの調達であるということは当然必要だと思いますし、バイオマスに関しても、燃料のリクワイヤメントについて、持続可能性の観点から議論を国の方でもしているわけで、その意味でも電源が特定されるということは極めて重要だと思います。ここは、委員からご異論はなかったと思うので、支持をする発言として付け加えておきたいと思っております。

藤野委員：今の高村委員に近いところで、今後この仕組みが進んでいく中で、調達する側の人たちが、どのような電源を使って60%再エネ調達まで目指していくかというような状況をよくよく調査していただきたい。その中に大型水力の話がありますけれども、認められるにせよ認められないにせよ、再エネはいろいろな種類がありますから、その辺をフォローしていただきつつ、公表していただけるものについてはぜひ公表していただいて、あくまでも再エネの新規電源が増えていくような、後押しになるようなフォローアップ、確認を事務局として進めていただきたい。進めるための仕組みというのがちゃんとあるのかどうか、というのが質問になります。

小川委員：前回も申し上げたように、今回事務局が整理された案に賛成です。ただひとつ確認をしたいと思いましたが、資料2のスライド20で「関連制度・計画等で再エネの定義が整理された場合には整合するよう見直すことを明記」ということが書いてありますが、これは例えば基準の解説書のようなところで、そういう考え方だということを明記するということが入っているのかどうか確認したいと思います。もし入っていないようであれば、記載の仕方は工夫が必要だと思いますが、きちんと入れて、政府の全体の考え方が明確に変わった時には、ちゃんとそれに対応して考え方を整理しますということを示すということを示されたらどうかという気がします。いかがでしょうか。

山地座長：事務局に対して、ご質問あるいはご要望のようなこともありました、いかがでしょうか。

環境省：石田委員からご指摘がありました、アセス法やRE100との整合というところでございますけれども、やはりまだ各関係計画の中で再エネの定義というところが定ま

っていないというところがございます。現時点としては、直近で定められた政府実行計画という高い目標の達成のためには、政府実行計画と同じ定義の考え方ということで、これはあくまでも調達する電力についてでございますけれども、そこと整合させるというところで、あくまでも現時点としては対応させていただきたいと考えているところがございます。小田委員からご指摘がございました、ひとつの制度の中で再エネの定義の考え方が異なるというところは、委員がおっしゃるとおり、制度としての複雑化を招いているところかと思えます。こちらにつきましては、我々としても調達者や事業者等への丁寧な説明を行いまして、この制度普及に努めたいと考えているところがございます。藤野委員からご指摘がありました、今後のフォローアップについてでございますが、調達電力に関しまして、毎年度実績調査を行っているところございまして、調査項目を追加することで確認ができるのかなと考えているところです。ただ、各発注担当者の業務をいたずらに増やすものなかなか負担が大きいというところもございますので、調査項目について、どの程度があまり大きな負担とならずに、こういった情報を収集できるかというのは、事務局で検討させていただいて、今後の実績調査に反映していきたいと考えているところでございます。小川委員からご指摘がございました、各関係計画との整合の見直しについてでございますけれども、資料4の8ページ、再エネの調達のところでございますけれども、「関連する制度・計画等において再生可能エネルギー電気の定義が整理された場合には、整合するよう見直すこととする」というふうに、解説資料の方で記載、明記することで、この方向性を明らかにしておきたいと考えているところでございます。

山地座長：ありがとうございます。今の事務局からの説明も踏まえまして、さらにご発言のご希望がございましたら、挙手いただければと思います。

石田委員：環境影響評価法に関しては、ご指摘がありましたように、水力以外5種類の再エネすべてが対象になりますので、環境配慮契約法の下での調達に関しては、そうしたアセスの対象になる電源からの調達については十分配慮すると。環境負荷を確認した上で調達するということは当然だと思います。さらに高村委員がおっしゃっていたような事業規律ですとか、バイオマスの燃料、これも環境影響ということでは重要な問題ですので、どのような観点で調達する電源の環境影響に留意すべきかということは、ぜひ説明資料の中で付け加えていただければというふうに思います。

山地座長：状況は前回とあまり変わっていないと私は認識していて、電力専門委員会としての決め方のルールというのは特にないと思うのですが、ただ、親委員会に報告しなければいけないので、多くはコメント付きですが事務局提案に賛同しているけれども、反対の方がいらっしゃる。そういう状況を含めて報告するというところでよろしゅうございますか。

松村委員：異議ありません。

山地座長：特にご発言がなければ、これで進めたいと思いますが、事務局よろしいですか。

松田委員：委員全員の合意の下で決まるというのが一番望ましいとは思いますが、昨年度もありましたように、合意ができていない状態ですと閣議決定するものもできなくなるということで、逆にどんどん再エネの導入に関する調達が、国自体が遅れてしまうのではないかと懸念もありますので、最終的にはひとつの考え方としては、各委員が考えを述べた上ではあるのですが、それを踏まえて、座長一任ということもあり得るのではないかと考えております。

山地座長：ありがとうございます。決定には、多数決とか拒否権とか、いろいろあるのですが、ルールは特に決まっていると私は認識していなくて、事務局どう考えますか。

環境省：おっしゃるとおり、事務局案の決定については明確なルールというのは決まっておりません。多数決を行うとか、そういったルールはございませんけれども、今回の専門委員会として、ひとつの案として、基本方針検討会に提出させていただければと考えているところでございます。大型水力の取り扱いについて、石田委員からご指摘がございましたけれども、こちらについては、推奨すべき再エネという項目を記載しているところでございます。その中で、石田委員からご指摘がございました内容を反映させた上で、今回の案として事務局案の方として提出させていただければと考えております。小田委員につきましても、裾切り方式で大型水力を含むべきというご指摘がございましたけれども、もし事務局案でいくのであれば、調達者と事業者へのフォローというところでコメントいただいたところでございます。事務局といたしましては、当然ながら、調達者や事業者への丁寧なフォローを行うことを前提に今回の事務局案として上げて、基本方針の内容にも反映させていただければと考えているところでございます。

山地座長：石田委員、今の事務局案に合意していただけますか。

石田委員：私は最初の山地座長のご意見に従いたいと思います。最終的に親委員会で結論を出していただければ閣議決定まで持っていけるわけですから、こういったような懸念が示されて反対意見があったということも付記した上で、親委員会に上げていただくというのが適切ではないかというふうに思います。最終的には山地座長のご判断に委ねたいと思います。

山地座長：今の石田委員の意見ですけれども、事務局はどう思いますか。

環境省：承知いたしました。親委員会での報告といたしましては、事務局案を提示した上で、委員からの反対意見もご報告をした上で、親委員会での最終決定を行っていただければと考えております。

山地座長：では、事務局が言ったとおり、電力専門委員会としては今の状況を説明して、決定は親委員会ですべてやっていただく。そういうことでよろしいですね。

環境省：はい。そちらで進めさせていただければと思います。

山地座長：では、そういうことで進めていきたいと思います。次に「再エネ電力の普及促進

に向けた取組」についてでございますけれども、本件について、ご質問、コメントがございましたら、お願いします。特によろしいですか。それでは、「その他」ですね。毎回継続審議をしている沖縄電力、総合評価入札方式ということですが、この件につきまして、何かご発言のご希望がございましたら、お願いします。これもよろしいですか。それでは資料 2 に関しては、以上としたいと思います。資料 3 の基本方針改定案、資料 4 の解説資料の改定案について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。先ほどの資料 2 に関連することが両者に反映されているということで、先ほどの議論の中でもやってきましたが、資料 3 が最終的には閣議決定に向かうことなのですが、文言を含めて、この案でよろしいですか。

高村委員：今までの議論を反映していただく必要があるということ的前提にですけれども、そこで明確には出ていなかったかなと思う文言上の点について、資料 3、資料 4 共通していると思いますので、発言したいと思います。資料 3 の 1 ページのところですが、資料 2 の議論を踏まえると、「仕様書等に調達する再生可能エネルギー電気の割合を明記する」ということですが、このご趣旨というのは、少なくとも調達する電力に占める再生可能エネルギーの最低限の割合を明記するという趣旨だと理解しました。解説にも書かれているように、それ以上のものでもよいと書いている趣旨はそういうことだと思っております。その「割合」の意味が明確になるようにお書きいただくのがよいのではないかとこのように思っております。それから、その下の一文付け加えていただいているところですが、これ自身が一読して読まれた方にはなかなか伝わりにくいと思っております。せめて資料 4 でこれが意味するところを少し丁寧に書いていただいた方がよいのではないかと思います。これは追加性といって議論していたことを示していらっしゃるのだというふうに思っております。どういうことを期待しているのかということ、資料 4 の中に例示等々使いながら書いていただくのがよいのではないかとこのように思っております。資料 4 の 9 ページのところですが、PPA の活用についてのところですが、これはたぶん調達する機関の方への解説資料だと思っております。「PPA モデルの活用について検討を実施する」ということではなく、活用してもらうことを奨励するものであるということではないかというふうに思っております。「検討を実施する」という文言は少しご検討いただいた方がいいのではないかと思います。それから、「調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合」がありますけれども、資料 2 にあった 60%に向けて引き上げていくということの趣旨は明記していただきたいというふうに思っております。それから、これは先ほどもありましたけれども、裾切り要件としての再生可能エネルギーのところも、将来に向けて引き上げていくという方向性は記載をしていただきたいというふうに思っております。最後ですけれども、15 ページのところ、4-3 のところが全消しになっておりますが、この間のこちら

の議論において、2030年に向けた60%以上の再エネ調達に向けて、しっかり進捗を管理し、目標に向けての検討を行うということは残しておいていただいた方がよいのではないかとこのように思っております。基本的には資料2で議論したことの反映だと思いますけれども、ご検討をお願いしたいと思います。

山地座長：ありがとうございました。資料3、4まとめてでけっこうですので、他の委員の方からも、コメント、質問等ございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。特にありませんか。高村委員から具体的なコメントがあったのですが、事務局いかがされますか。

環境省：基本的には高村委員のご指摘を踏まえた上で、修正を行いたいと考えているところでございます。いくつか現在の資料について説明を追加させていただきますと、調達する再エネ電気の種類というところで、今後調達対象として推奨していく再エネ電源のわかりやすい解説というところは、9ページの「調達する再生可能エネルギー電気の種類」という項目がございますので、こういったところで反映をしていきたいと考えているところでございます。PPAモデルの活用に関する書きぶりについても検討させていただきたいと思っております。また、調達する電力の再エネの割合につきまして、将来的に60%以上とする目標達成に向けて取り組むということは、9ページの(3)に書いているところでございますけれども、この書きぶりも明確にできるように検討させていただきたいと考えているところでございます。

山地座長：解説資料の4-3を全削除して、しかし今回2-3を作ったわけなので、4-3を残した方がいいというのはどうですか。私は2-3を作ったから4-3を消してもいいのではないかと思ったのですが、どうですか。

環境省：再エネの調達につきましては、昨年度は継続検討にさせていただいたところで、「その他」で再エネの現状について追記をさせていただいたところでございます。今回、新たに環境配慮契約法の中で再エネ調達を位置付けるというところで、2-3の方で新たに項目を設けたところでございます。基本的にはこちらの方で4-3の項目を活かしたかたちで反映をさせていると考えておきまして、ただ、委員からご指摘がありました内容等がきちんと表現されているかということは、改めて確認をさせていただいて、今後の60%に向けた取組等、そういった内容を反映させたいと考えているところでございます。4-3の項目については削除ということで、その内容の反映は2-3の中での対応というふうにさせていただければと思っております。

山地座長：高村委員、それでよろしいですか。

高村委員：先ほどの趣旨が反映されれば、場所は問うものではありません。いずれにしても、目標に向けた進捗を踏まえて、状況を踏まえた制度の見直し、様々な値の引き上げが必要だと思っているものですから、それをしっかり反映していただくことができれば、2-3でもけっこうです。

山地座長：他にはよろしゅうございますか。資料3が閣議決定に持っていかれるので、先ほ

ど高村委員からあった「再エネ電気の割合」という表現が、これが最小限の割合だということはどう表現するか、これは文章化の問題だと思うので。その次の追加した一文も、追加性という意味合いが読み取れるように文章表現、少し工夫が必要かなと思いました。そのあたりは最終的に事務局と私で調整させていただければと考えております。では、資料4まで以上でよろしいですか。次は資料5の検討スケジュールです。説明をお願いいたします。

環境省：(資料5説明：省略)

山地座長：どうもありがとうございました。今後の検討スケジュールについて、何かご質問、コメントございますでしょうか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。本日は、電気の供給を受ける契約に係る考え方、基本方針の改定案、解説資料の改定案に関して、事務局から資料を提示していただいて議論をしました。このご意見を踏まえて、11月4日の親委員会である環境配慮契約法基本方針検討会へ報告するということとなります。今回のご意見を踏まえて、少し調整をいたしましけれども、申し訳ないのですが時間の関係もあり、最終的な検討会への報告内容と検討会後の修正については、私に一任ということによろしゅうございますでしょうか。(異議なし)それで進めて参りたいと思います。予定より少し早めになりましたが、以上で本日の委員会を終了したいと思います。本日のご意見を踏まえて、事務局においても11月の第2回基本方針検討会への資料を作成していただくようお願いいたします。議事進行を事務局にお返しします。

環境省：委員のみなさまにおかれましては、本日も熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。先ほど山地座長よりお話がありましたとおり、本日の委員のみなさまのご意見等を踏まえまして、事務局で取りまとめまして、11月4日に開催される環境配慮契約法基本方針検討会に本委員会の取りまとめとしてご報告いただくこととなります。それでは以上をもちまして、第3回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上